

23町い介第1585号  
2024年 3月 6日

指定居宅介護支援事業所  
管理者 各位

町田市いきいき生活部  
介護保険課長 江藤 利克

居宅介護支援に係る特定事業所集中減算  
(2023年度後期)について(通知)

平素より町田市の介護保険の円滑な運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

2023年度後期分の特定事業所集中減算の適評状況に係る報告書の作成及び提出時期についてお知らせします。当市ホームページから様式をダウンロードのうえ、作成をお願いいたします。

紹介率が最高である法人(以下、「紹介率最高法人」という。)の割合が80パーセントを超えた場合は、「正当な理由」の有無に関わらず「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を町田市に提出し、80パーセントを超えなかった場合についても、各事業所において2年間保存しなければなりません。

また、2023年度前期分において当該減算適用となっているが、2023年度後期において、当該減算適用が終了する場合についても減算終了の届出が必要となります。

届出対象の事業所については、下記のとおりご提出くださいますようお願いいたします。

記

- 1 判定期間  
2023年9月1日から2024年2月末日まで
- 2 提出期限  
2024年3月15日(金)必着

3 提出書類

別紙のフローチャートのとおり

様式は当市ホームページからダウンロードしてご利用ください

トップページ>医療・福祉>介護保険>事業者の方へ>居宅介護支援>  
特定事業所集中減算

4 提出先

〒194-8520

東京都町田市森野2-2-22

町田市いきいき生活部介護保険課給付係指定担当

※持参もしくは郵送でご提出ください。

【問い合わせ】

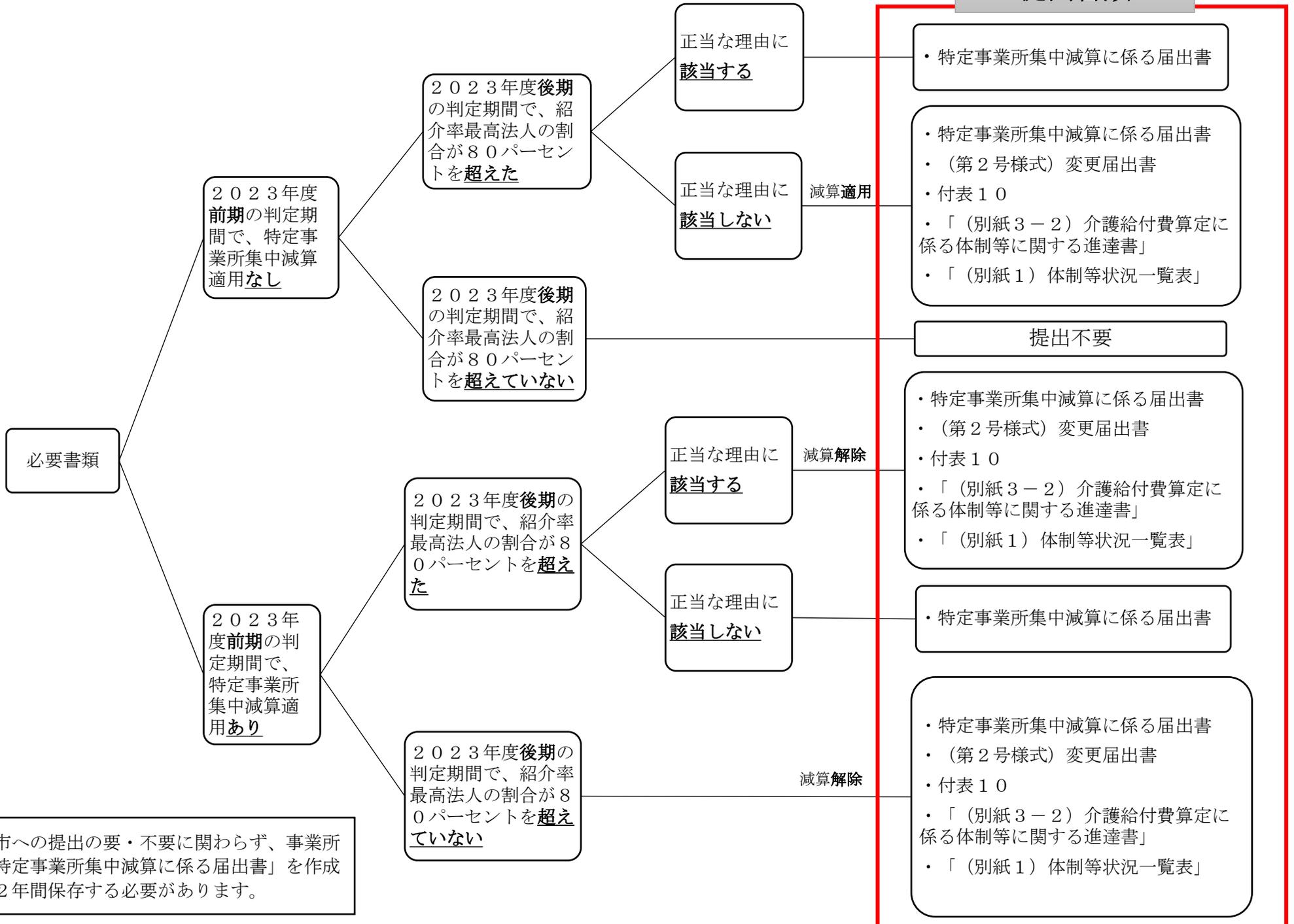
町田市いきいき生活部

介護保険課給付係指定担当

電話：042-724-4366

H P : <https://www.city.machida.tokyo.jp>

# 提出書類



町田市への提出の要・不要に関わらず、事業所は「特定事業所集中減算に係る届出書」を作成し、2年間保存する必要があります。